

令和7年度災害復旧資金融資 制度内容説明資料 （台風第22号、第23号関連）

2025年12月24日現在

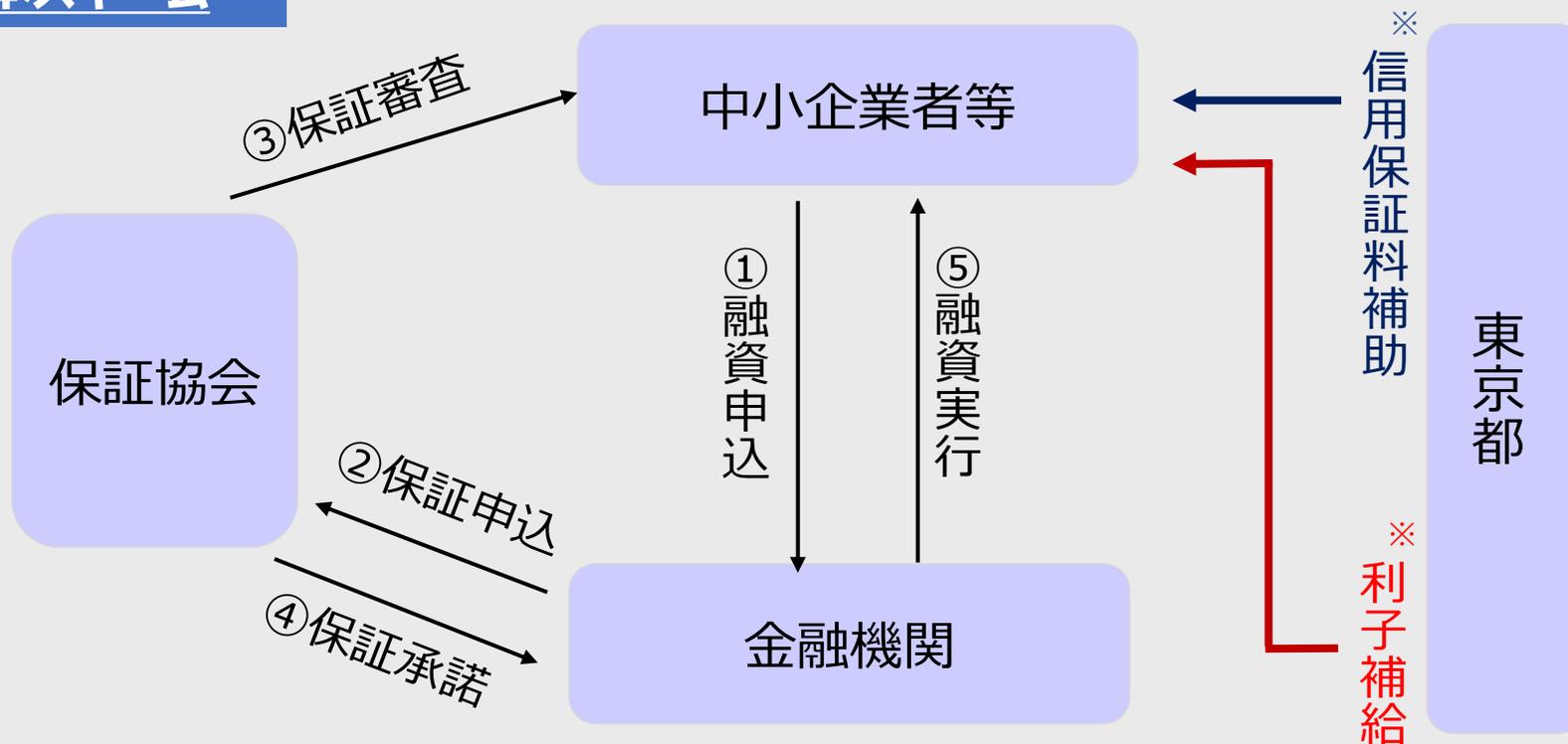
東京都産業労働局金融部金融課

1.	事業の目的、スキーム	P3
2.	融資対象、融資条件等	P4
3.	補助の概要（保証料補助、利子補給）	P5
4.	融資申込～利子補給の流れ	P6
5.	（事業者向け）利子補給の申請手続きについて	P7
6.	参考_東京都中小企業制度融資メニュー比較	P8
7.	参考_保証枠について（災害関係保証、セーフティネット保証4号、一般保証）	P9
8.	よくあるご質問	p10

事業の概要

- 令和7年台風第22号、第23号により損失を受けた中小企業者等に対して、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図ることを目的とする
- 申込受付期間は、**令和7年12月18日（木）～令和8年3月31日（火）**
※融資申込受付機関が受付した日が令和8年3月31日までの申込が対象

基本スキーム



※保証料補助・利子補給について、実務上は、保証協会・金融機関に対して補助を行う

融資対象

- 令和7年台風第22号、第23号による損失について、**災害救助法適用地域の町村長が発行する「り災証明書」等の交付を受けた中小企業者又は組合**が対象となります
- **「り災証明書」の他**、「被災証明書」「被害証明書」「り災届出証明」等、**被害の事実を証するものとして発行されたものでも可能**です

融資条件

資金用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	2億8,000万円
うち無担保	8,000万円
融資期間	15年以内(据置期間2年以内を含む)
融資利率※	●責任共有対象外時：固定金利 1.9% ●責任共有対象時：固定金利 2.1%
利子補給	次ページをご覧ください
信用保証料補助	次ページをご覧ください

※ 融資利率は、全期間固定となります

責任共有とは

- 融資に対する保証協会の保証割合を示したものです。責任共有対象外の場合は、保証協会の100%保証となりますが、責任共有時には80%保証となり、金融機関の負担分が発生します
- 責任共有となるかどうかについては、「7 保証枠について」をご覧ください

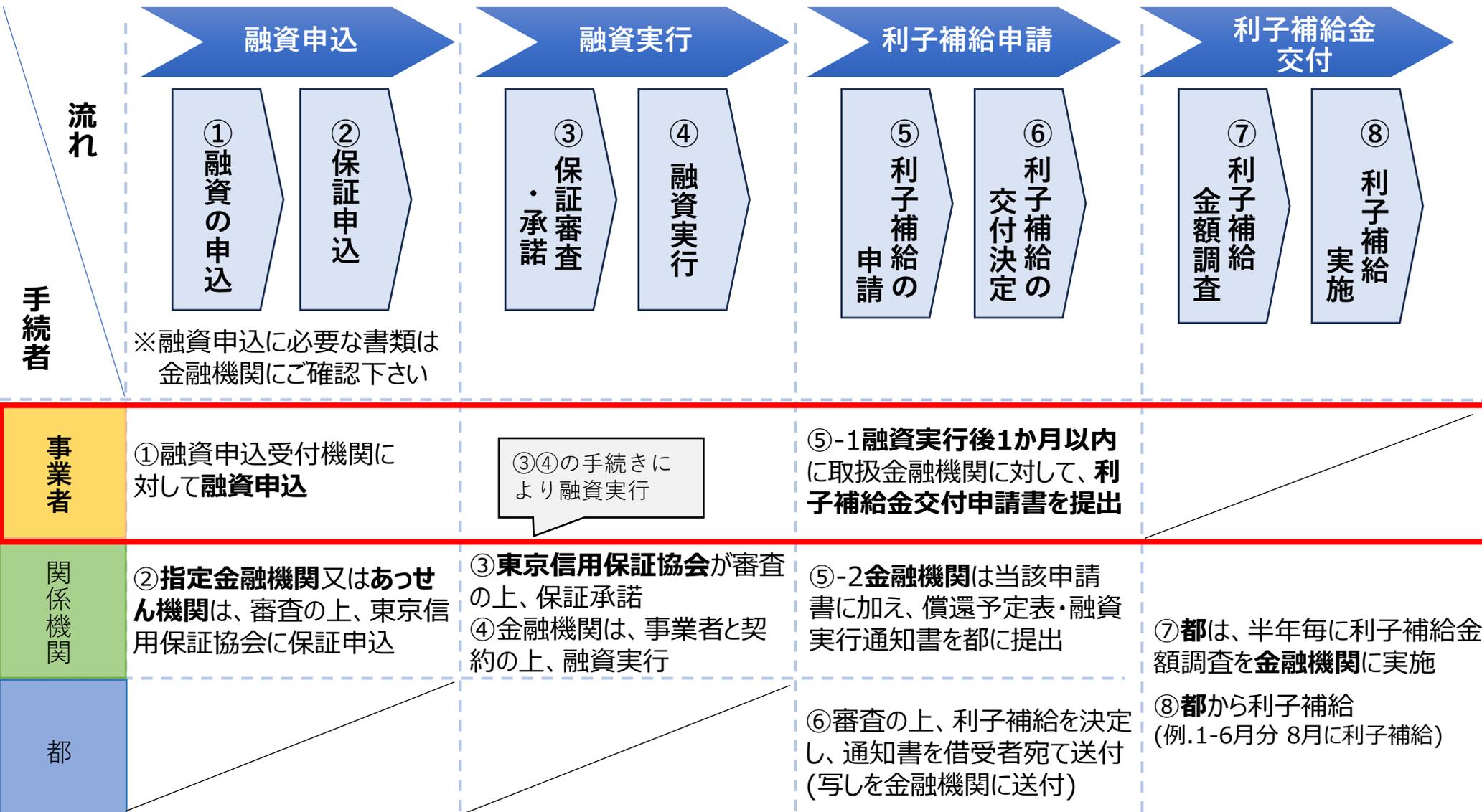
- 信用保証協会に対する**保証料**及び、借入れに係る**利息**についての**補助を実施**します
- なお、**保証料**及び**利息**については、**都**から補助を実施します

項目	内容			申込方法													
1 保証料補助	全額補助※			申込不要 (東京信用保証協会にて手続きを行います)													
2 利子補給	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">料率区分 金利(年率)</th> <th style="width: 30%;">融資総額</th> <th style="width: 40%;">利子補給金の交付対象利息</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 729 783 933" rowspan="2">全部保証利率 (責任共有対象外) 固定1.9%</td> <td data-bbox="783 729 1141 836">1億5,000万円以下</td> <td data-bbox="1141 729 1641 836">【都】 固定金利年率1.27%相当分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 836 1141 933">1億5,000万円超</td> <td data-bbox="1141 836 1641 933">対象外</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 933 783 1193" rowspan="2">責任共有利率 固定2.1%</td> <td data-bbox="783 933 1141 1042">1億5,000万円以下</td> <td data-bbox="1141 933 1641 1042">【都】 固定金利年率1.47%相当分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1042 1141 1193">1億5,000万円超</td> <td data-bbox="1141 1042 1641 1193">【都】 全部保証利率との金利差 (年率0.2%) 相当分</td> </tr> </tbody> </table>			料率区分 金利(年率)	融資総額	利子補給金の交付対象利息	全部保証利率 (責任共有対象外) 固定1.9%	1億5,000万円以下	【都】 固定金利年率1.27%相当分	1億5,000万円超	対象外	責任共有利率 固定2.1%	1億5,000万円以下	【都】 固定金利年率1.47%相当分	1億5,000万円超	【都】 全部保証利率との金利差 (年率0.2%) 相当分	融資実行後に 手続きが必要です。 詳細は次ページ をご覧ください
	料率区分 金利(年率)	融資総額	利子補給金の交付対象利息														
	全部保証利率 (責任共有対象外) 固定1.9%	1億5,000万円以下	【都】 固定金利年率1.27%相当分														
		1億5,000万円超	対象外														
責任共有利率 固定2.1%	1億5,000万円以下	【都】 固定金利年率1.47%相当分															
	1億5,000万円超	【都】 全部保証利率との金利差 (年率0.2%) 相当分															

※本融資は東京信用保証協会による保証付き融資のため、保証料が発生しますが、東京都が全額補助します。

4 融資申込～利子補給の流れ

- 本制度の流れは以下のとおりとなります。
- なお、**利子補給**にあたっては、融資実行後、**都に対し別途申請**が必要です。



※個別の融資については、金融機関及び信用保証協会の審査の上で実行するため、ご希望に沿えない場合があります

5 (事業者向け) 利子補給の申請手続きについて

- **融資実行後、1か月以内**に取扱金融機関に対し、「**利子補給金交付申請書**」を提出して下さい。 7
金融機関を通じて申請書を都が受領後、審査を行い、「**交付決定通知書**」をお送りいたします。

(記入方法説明)

東京都中小企業制度融資「災害復旧資金融資」(令和7年台風第22号、第23号関連)
1号様式(第5条関係)

東京都知事 利子補給金交付申請書 年 月 日

〒163-8001
住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
(本店所在地) 電話番号 00-0000-0000

フリガナ 名称・代表者 カ トキオ 外 カ
(株) 東京都庁 都庁 太郎 **実印**

東京都中小企業制度融資「災害復旧資金融資」(令和7年台風第22号、第23号関連)に係る利子補給金交付要綱に基づき、下記について利子補給金の交付を申請します。

融資の種類	東京都中小企業制度融資「災害復旧資金融資」(令和7年台風第22号、第23号関連)		
融資実行金額	18,000,000 円	償還期限	15年0か月 (措置期間を含む)
融資申込金融機関名 本店名	●●銀行 ○○支店	資金使途	運転資金、設備資金
		償還方法	分割返済、その他 (返済期間は2年以内)
		利率の適用	全部保証利率、責任共有利率

今回実行された融資のほかに、既に本制度で利子補給金交付決定を受けた融資がある場合は、以下をご記入下さい。

交付決定番号	融資実行金額	融資残高	利率の適用
	円	円	全部保証利率・責任共有利率
	円	円	全部保証利率・責任共有利率
合計	円	円	

<同意事項>
当該融資に関して、東京都が、申請者に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、融資申込受付機関、都内市区町村との間で授受すること。

【注意事項】① 申請年月日及び本枠内の必要事項を記入の上、提出してください。
② 利子補給金の交付決定については、後日お知らせします。
③ 利子補給の対象期間は、融資を実行した日から融資の最終履行期限が到来する日までとなります。
④ 利子補給金の交付対象となる限度額は、融資を受けた額のうち1.5億円とします。責任共有利率が適用される場合には、融資利率のうち年率1.47%を、全部保証利率が適用される場合には、融資利率のうち年率1.27%を、都が補給します。ただし、責任共有利率が適用される場合には、融資を受けた額が1.5億円を超える部分についても、都が全部保証利率との金利差(年率0.2%)相当分を別途補給します。
⑤ 利子補給金は直接取扱金融機関に交付いたします。
⑥ 申請書の提出に当たっては、借受時の償還予定表のコピーを添付してください。

利子補給金の振込先 ●●銀行 ○○支店

本申請書に押印されている申請者の実印が、印鑑証明書と同様のものであることを次のとおり確認しています。

① 確認年月日 年 月 日

② 金融機関名・本店名・確認者名

金融機関名	本店名	確認者名

金融機関は、確認年月日・金融機関名・支店名・確認者名を明記し、「償還予定表」、「東京都中小企業災害復旧資金融資実行通知書」(要綱第2号様式)、「支払金口座振替依頼書及び印鑑証明書」(以前送付されている場合は不要)を添付の上、下記送付先に直接送付願います。
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
東京都産業労働局金融部金融課金融担当(利子補給) TEL 03-5000-7711

- ① **住所、名称、代表者名**をご記入後、**実印**の押印をお願いいたします
- ② **利子補給対象の融資の融資情報**についてご記入ください
- ③ **過去に本災害復旧資金融資**を利用し、**既に利子補給申請及び交付決定を受けた融資がある場合**にご記入ください
(本融資の融資上限額及び利子補給対象融資額は、**実行額ベース**での判断となります。融資残高ベースではありませんのでご注意ください)
- ④ **同意事項等**ご確認下さい。
- ⑤ **利子補給は金融機関に対して実施**します。**金融機関と調整の上、利子補給金を受け取る金融機関名、本店名**をご記入ください。

⑥ 金融機関記入欄となります。ご記入不要です

○ 災害に関連した東京都中小企業制度融資メニューとしては以下のとおりです。

R7.12月時点

融資条件等		災害復旧資金融資	経営セーフ	経営一般
対象者	対象者	台風第22号、第23号による、災害救助法の指定地域の中小企業者等	台風第22号により、一定の売上減少等の影響を受けた中小企業者等	台風第22号、第23号により、事業活動に影響を受けた中小企業者等
	必要書類	町村長等が発行するり災証明等	町村長が発行するセーフティネット保証4号の認定書	町村長等が発行するり災証明等
融資条件	資金用途	事業の復旧に要する資金 (運転・設備資金)	経営の安定化に必要な資金 (運転・設備資金)	経営の安定化に必要な資金 (運転・設備資金)
	限度額	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)
	融資期間 (据置期間)	15年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)
	融資利率 (年率)	1.5億円まで 0.63%※ 1.5億円超から 1.9%※	融資期間に応じて 1.9%～2.4%	融資期間に応じて 1.9%～2.6%
	信用保証料 補助	全額補助(全事業者)	2分の1補助(小規模企業者)	2分の1補助(小規模企業者)

※ 都から利子補給がない場合は、全部保証時：1.9% 責任共有時：2.1%

- 災害復旧資金融資にあたって利用できる主な保証枠については以下のとおりです。
- 災害関係保証又はセーフティネット保証 4号の適用の場合、一般保証とは別枠の保証を受けることができます。

融資条件等		災害関係保証	セーフティネット保証 4号	一般保証
対象者	対象者	八丈町又は青ヶ島村の 中小企業者等 (激甚災害の指定地域)	町村長からのセーフティネット保証 4号の認定を受けた中小企業者等	設備や建物等に被害を受けた 中小企業者等
	必要書類	町村長等が発行するり災証明等	町村長が発行するセーフティネット 保証4号の認定書※1	町村長等が発行するり災証明等
融資条件	資金使途	運転・設備資金※2		
	限度枠	2億8,000万円 別枠 (うち無担保8,000万円)	2億8,000万円 別枠 (うち無担保8,000万円)	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)
	責任共有	対象外		対象

※1 災害復旧資金融資を受けるためには、別途町村長等が発行するり災証明等が必要となります

※2 災害関係保証については、資金使途が、事業の再建に必要な資金に限られます

Q1 本店は融資対象となる町村外にあり、融資対象となる町村にある事業所が被災したが、融資対象となるか。

融資対象となる町村長から、り災証明を受けた場合において、融資対象となります。

Q2 り災証明等とは何か。

「り災証明書」の他、「被災証明書」「被害証明書」「り災届け出証明」のことを指します
いずれも、町村等に対して交付申請を行う必要があります。

Q3 融資申込から融資実行までの所要期間の目安について

お申込み内容等により異なりますので、詳しくは取扱金融機関や東京信用保証協会八重洲支店にお問合せください。

Q4 利子補給の交付申請後、交付決定となるまでの期間の目安について

金融機関を通じて交付申請書を受領後、交付決定まで1～2か月程度かかる見込みです。
※上記は目安の期間のため、前後する場合があります。

Q5 保証枠の別枠とは何か。

保証協会による保証は、2億8,000万円/者が限度となりますが、p9の災害関係保証又はセーフティネット保証4号を適用の場合、一般保証枠(80%保証)の他、別枠(100%保証)を受けられるようになります。

Q6 災害関係保証とは何か。またどのように利用するのか。

本台風被害により、激甚災害に指定された八丈町又は青ヶ島村の中小企業者等が、事業の再建に必要な資金を借り入れる際に利用できる別枠の保証制度です。

利用にあたっては、町村に交付申請を行い、り災証明書の交付を受ける必要があります。

なお、激甚災害の指定期間は令和8年6月2日までです(状況により延長される場合があります)。

また、本保証を利用する場合は、上記の指定期限までに金融機関による融資実行を受ける必要があります。

Q7 セーフティネット保証4号とは何か。またどのように利用するのか。

本台風被害により、セーフティネット保証4号の指定地域の中小企業者等が、経営の安定化のために利用できる別枠の保証制度です。

利用にあたっては、町村に認定申請を行い、セーフティネット保証4号の認定を受ける必要があります。

なお、セーフティネット保証4号の指定期間は令和8年2月5日までです。(状況により延長される場合があります)

また、セーフティネット保証4号の認定については、上記指定期限までに認定を受け、認定を受けた日から30日後が有効期限となります。